

平成二十四年経済産業省令第十一号

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
法第五十九条第一項の要件を定める省令
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第
五十九条第一項の規定に基づき、株式会社東日本
大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項の
要件を定める省令を次のように定める。

(産業復興相談センターの要件)

第一条 株式会社東日本大震災事業者再生支援機
構法（平成二十三年法律第百十三号。以下
「法」という。）第五十九条第一項に規定する認
定支援機関に係る経済産業省令で定める要件
は、次に掲げるものとする。

一 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県
又は千葉県（以下「被災県」という。）にお
いて設置されたものであること。

二 東日本大震災により被害を受けた中小企業
者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第
九十八号）第二条第二十二項に規定する中小
企業者をいう。）、農事組合法人、医療法人、
社会福祉法人その他の事業者であつて、被災
県においてその事業の再生を図ろうとするも
の（以下「被災事業者」という。）の事業の
再生を支援する業務を行うものであること。
(産業復興相談センターの要件)

第二条 法第五十九条第一項に規定する特定投資
事業有限責任組合に係る経済産業省令で定める
要件は、次に掲げるものとする。

一 平成二十三年三月十一日以後に設立された
ものであること。

二 産業競争力強化法第百四十条第一号の規定
により、独立行政法人中小企業基盤整備機構
の出資を受けていること。

三 存続期間は、十年を超え、二十年以下であ
ること。

四 産業復興相談センターが支援した被災事業
者（以下「支援対象事業者」という。）の事
業の再生を支援するため、次の業務を行うも
のであること。

イ 支援対象事業者に対して法第二条第二項
に規定する金融機関等有する債権の買取
り（以下「債権買取り」という。）

ロ 債権買取りに係る債権の管理及び譲渡そ
の他の処分

ハ その他支援対象事業者の事業の再生のた
めに必要な業務

附 則

この省令は、法の施行の日（平成二十四年二
月二十三日）から施行する。

附 則 （平成二十六年一月一七日経済産業
省令第二号） 抄

この省令は、産業競争力強化法の施行の日
（平成二十六年一月二十日）から施行する。

附 則 （平成三〇年四月二日経済産業省
令第二二号）

この省令は、平成三十年四月二日から施行す
る。

附 則 （平成三〇年九月二五日経済産業
省令第五九号）

この省令は、産業競争力強化法等の一部を改
正する法律（平成三十年法律第二十六号）附則
第一条第二号に定める日（平成三十年九月二十
五日）から施行する。

附 則 （令和三年六月一六日経済産業省
令第五三号） 抄

(施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和三年七月三〇日経済産業省
令第六五号） 抄

この省令は、産業競争力強化法等の一部を改
正する等の法律の施行の日（令和三年八月二
日）から施行する。